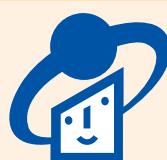


えきむ

小売等役務商標制度のお知らせ

～小売業者・卸売業者の方々へ～

平成19年4月1日から小売等役務商標制度がはじまりました。



特許庁

小売業者・卸売業者の方々が使用する商

小売業者等の方々は様々なところで商標を使用しています



ショッピングカート等に表示する商標のように、個々の商品に商標が表示されていない場合には、商標の保護が及んでいませんでした。

取扱商品に商標を表示して使用しているので、商品商標として保護されています。

小売業者等の方々の利便性向上のため
小売等役務商標制度を平成 19 年 4 月 1 日より導入しました。

商標登録願

【第 35 類】
【指定商品（指定役務）】
○○○の小売又は卸売の業務において
行われる顧客に対する便益の提供

出願書類に【第 35 類】として「○○○の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」（○○○は取扱商品を具体的に記載）と記載することにより、小売等サービスに使用する商標が、サービスマークとして商標登録することが可能になりました。

メリット 1

これまで商品商標を取られていた方でも、値札、折込みチラシ等に表示する商標を保護できました。

小売等役務商標によりこれらに加えて、これまで商品商標の保護が及ばなかったショッピングカートや店員の制服等に使用している商標も保護できるようになりました。

メリット 2

商品商標を取得する場合、取り扱う商品が多種類の商品分野に及ぶと、登録のための手続費用が高額になっていました。しかし、小売等役務商標として登録する場合は、小売サービスとして一つの分野で商標権の取得をすることができるため、より低廉に権利を取得することができます。

Q&A

本 Q&A は、小売等役務商標制度の導入における一般的な考え方を示します。

Q1

小売等役務商標制度は、どのような業種を対象としているのですか。

A1

衣料品店、八百屋、肉屋、酒屋、眼鏡屋、本屋、家具屋、家電量販店、飲食料品スーパー、コンビニエンスストア、ホームセンター、百貨店、卸問屋等のあらゆる小売業、卸売業が対象となります。

また、カタログ、テレビやインターネットを利用した通信販売も対象となります。

Q2

自分が使用している小売等役務商標が他人によって登録された場合、その商標は使えなくなるのですか。

A2

そもそも「鈴木商会」、「田中商店」、「三河屋」のように多くの事業者が使用している店名等は登録されません（ただし、特定の事業者の商標として全国的に有名になっていれば登録できる可能性があります。）。また、自己の会社の商号と同じ名称を他人が登録することもできません。特許庁では小売等役務商標の審査において、これらに該当するか否かを慎重に調査のうえ行います。仮に、他人に登録された場合であっても、

標をサービスマークとして保護できます

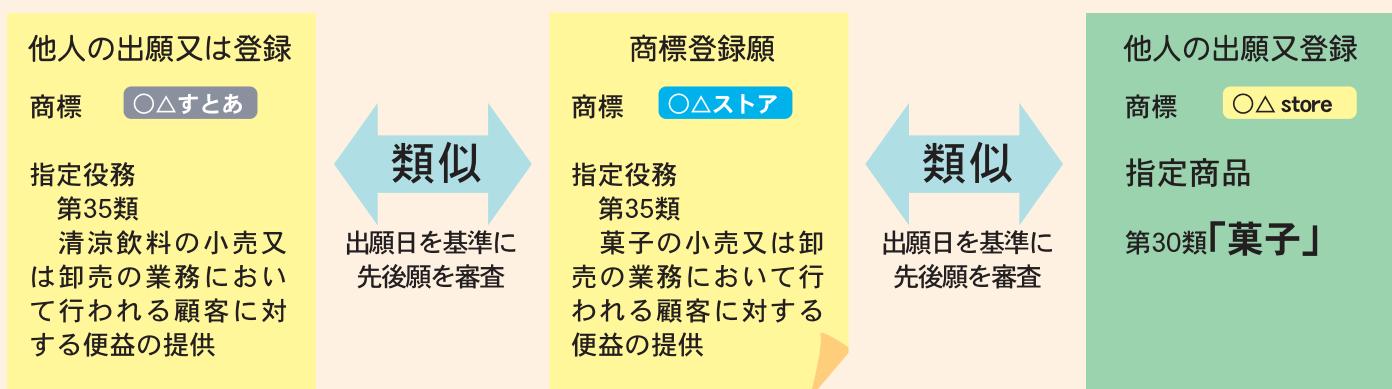
うちの店の名前が登録されたらどうしよう！

「鈴木商会」、「田中商店」、「三河屋」のように多くの事業者が使用している店名等は登録されません。

仮に、小売等役務商標として他人に登録された場合であっても、平成19年4月1日より前から使ってこられた商標なら従来の業務範囲内で使い続けることができます（継続的使用権）。



小売等役務商標と他の商標の審査は？



○小売等役務を指定した商標登録出願は、同一又は類似する小売等役務（例えば、菓子の小売等役務と清涼飲料の小売等役務は類似と考えられます。）に使用する他人の商標と同一又は類似である場合は、先に出願された方が登録されます。

○小売等役務商標同士だけではなく、小売等役務で取り扱う商品（例えば「菓子」）を指定する他人の商標登録出願がある場合も、商標が同一又は類似であるときは、先に出願された方が登録されます。

○特例期間（平成19年4月1日から7月2日）内の出願同士で、競合する他人の出願があり、かつ、相互に小売等役務部分とそれ以外の部分が混在する場合、両出願の先後願の関係は、小売等役務部分のみ、同日と扱われますが、その他の部分は、出願日を基準に審査されます。

なお、特例期間経過後の出願における先後願の審査は、小売等役務部分も含め、出願日を基準に行います。

たものであり、実際には事案ごとに個別具体的に判断されるものです

改正法の施行日（平成19年4月1日）より前から使ってこられた商標ならその範囲内で従来通り使い続けることができます。

Q3

小売業を営んでいますが、商品商標か小売等役務商標の権利のいずれを取得すべきでしょうか。また、商品商標の登録を持っている場合でも、小売等役務商標の権利も取得しなければならないでしょうか。

A3

小売等役務商標制度の導入により商品商標と小売等役務商標の双方を登録しなければならないことはありません。ただし、商品商標の権利ではなく小売等役

商標の権利を取得すれば、より手厚い保護を受けることができるメリットがあります。なお、小売等役務商標の登録をしなくとも、施行前から使用している小売等役務商標は現状の範囲で継続して使用できます（Q2を参照してください。）。

また、貴方が商品の製造をしていたり、プライベートブランドを管理しているのであれば、値札、タグ等に止まらず、商品そのものに商標を刻印、印刷、あるいは縫い込むとされるかもしれません。このように使用する商標を保護したいのであれば、商品商標の登録を維持されるとよいでしょう。

小売等役務商標制度について、
詳しくは、こちらをご覧下さい。

特許庁ホームページ

<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>

問い合わせ先
特許庁審査業務部商標課
地域団体商標・小売等役務商標推進室
電話 03-3581-1101 内線 2828・2807
E-mail:PA1481@jpo.go.jp

以下においても相談窓口を設けておりますのでご利用下さい。

●全国9カ所の経済産業局等

北海道経済産業局特許室	電話 011-747-8252	東北経済産業局特許室	電話 022-223-9730
関東経済産業局特許室	電話 048-600-0319	中部経済産業局特許室	電話 052-223-6604
近畿経済産業局特許室	電話 06-6772-5004	中国経済産業局特許室	電話 082-224-5625
四国経済産業局特許室	電話 087-869-3790	九州経済産業局特許室	電話 092-481-2468
沖縄総合事務局特許室	電話 098-867-3293		

●(独)工業所有権情報館・研修館 (<http://www.inpit.go.jp/>)

電話 03-3581-1101 内線 2121～2123 E-mail: PA8102@inpit.jpo.go.jp

●全国47カ所の(社)発明協会 (<http://www.hirameki.jiji.or.jp/>)

Q4

小売等役務商標に関する手数料はいくらですか。

A4 手数料は以下のようになります。

(以下の料金は小売等役務のみを指定した場合です。)

1) 出願料 21,000円

なお、書面で出願する場合には、別途 1,200円 + (700円×書面の枚数)が必要になります。

2) 登録料 66,000円

3) 更新料 151,000円

Q5

小売等役務商標を出願する場合、様々な小売等役務を指定しても1区分の料金ですから、できるだけ広く指定したいのですが可能でしょうか。

A5

商標は、指定された商品又は役務に使用する商標を登録することが前提となっていますので、通常、同時に取り扱わない商品同士を取り扱う小売等役務（例えば、「書籍」と「魚介類」を取り扱う小売等役務）を指定した場合には、その商標を記載された役務に使用している又は使用の意思のあるかについて疑問が生じますので、その点について確認することにしています。

出願した商標を、指定役務に使用している又は使用の意思があることについての証明を求める通知がお手元に届いた場合は、例えば、お店の広告や取引書類、又は事業計画書などで、それぞれの商品を取り扱う小売業等を行っていること、又は行う意志があることを証明していただく必要があります。